

送報新報へ一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價
送報廣告料ハ左ノ如シ
一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年兩金六圓
○高等新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定額ノ外ニ
一箇月十五錢ノ送報料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八銭にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵
便印紙の代價を申受く可し

一 行 五 雜 池	四 字 筆	一 日 限	二 日 以 上
一 行 四 曾	十二 鑄	六 日 以 近	七 日 以 上
一 行 三 曾	十一 鑄	十 日 以 近	十五 日 以 上

田園等種

するに隨ひ日本生絲市場の浮沈は世界の相場を動かす
の勢を成す可きなり人或は說を爲して今生絲相場所を設け
る重きを爲すものにして今日その端を開かんとすれば
先づ適當の地を擇んで生絲相場所を設くると最も肝
要なる可きなり人或は說を爲して今生絲相場所を設け
て大に其取引を開かんとせば先づ生絲格付を定めて之
れに準せざる可らざると目下我國生絲の種類は固よ
り種多あるが故に此不揃の絲に格付を立てゝ滑に取引
を行ふと甚だ六箇しからん云々と云ふものあり生絲
相場所設立の當初には或は左る事情もあらんど雖ども
我米穀の多種類ある尙之れに差等を立てゝ米商會所に
米相場の行はるゝを見れば生絲の相場附を定めて其取
引の習慣を養ふと亦決して難きに非ず或は其間に困
難もあらば生絲の検査に老練ある其向きの人を検査役
として格付に關する一切の吟味は總べて此検査役の裁
断に任して當初取引の習慣を養ふも可ならん兎に角我
生絲の產額は年々歲々増加して其取引金額の大なる上
他に比類あきにも關せず從來生絲賣買上に佳制良法を
導くの念あく彼の最も普通なる競賣仕組の如き者すら
尚之を行ふに及ばざるは我輩の遺憾とする所あり勿論
商賣社會には舊來の慣例もあるが故に俄に新仕組を導
くには種々の困難もあらんと雖ども競賣法の如き相場
所の如き我國の商業社會に於て決して新らしき仕組に
非ず唯此仕組の生絲商間に行はれざるは製絲家の爲め
にも生絲商の爲めにも共に不便利不得策なるが故に我
輩は我生絲の輻輳地たる彼の横濱港に於て速に生絲相
場所設立の舉あらんとを偏に希望する所のものなり
(完)

するに隨ひ日本生絲市場の浮沈は世界の相場を動かす
の勢を成す可きや必せり斯くてふそ我生絲商業も世界
より重きを爲すものにして今日その端を開かんとすれば
先づ適當の地を擇んで生絲相場所を設くる最も肝要なる可きなり人或は既と爲して今生絲相場所を設け
て大に其取引を開かんとせば先づ生絲格付を定めて之
に準せざる可らざれども自下我國生絲の種類は固より
種多あるが故に此不揃の絲に格付を立てし滑に取引
を行ふみど甚だ六箇しからん云々と云ふものあり生絲
相場所設立の當初には或は左る事情もあらんと雖ども
我米穀の多種類ある尙之れた差等を立てし米商會所に
米相場の行はるゝを見れば生絲の相場附を定めて其取
引の習慣を養ふと亦決して難きに非ず或は其間に困
難もあらば生絲の検査に老練ある其向きの人を検査役
として格付に關する一切の吟味は總べて助役の裁
断に任じて當初取引の習慣を養ふも可ならん兎に角我
生絲の產額は年々釐々増加して其取引金額の大なる事
他に比類なきにも關せず從來生絲貿易上に佳制良法を
導くの念あく彼の最も普通なる競賣仕組の如き者すら
尙之を行ふに及ばざるは我輩の遺憾とする所あり勿論
商賣社會には舊來の慣例もあるが故に俄に新仕組を導
くには種々の困難もあらんと雖ども競賣法の如き相場
所の如き我國の商業社會に於て決して新らしき仕組に
非ず唯此仕組の生絲商間に行はれざるは製絲業の爲め
にも生絲商の爲めにも共に不便利不得策なるが故に我
輩は我生絲の輻輳地たる彼の横濱港に於て速に生絲相
場所設立の舉あらんみどを偏に希望する所のものなり
(完)

○横濱の絲況は昨今外國市場の相場下落して二弟餘の引継なるにも拘はらず依然然付模様にて更に取引も出來せず最も簡約物を一兩館より買進し模様あれど非常の安直を唱へ是又手合出来せず頭重の市況にて此の際歐洲盤況も種々の風貌あり未だ確たる模様も知らざれば旁々内外商人とも手を携ひきて不日新絲の着荷を待ち居れり又本年新絲の初取引は如何の模様にて其生れ相場の如きも何程なるべしやは目下當業者の注目する處にして今より断言すべからざれど先づ現今の絲況より押して想像を下せば昨年の新絲取引よりは概して上高に取引あるべし且此の際外國爲換相場もツリ下落して去る四月は紐育參着七十九弟五十仙、倫敦參着三志三片四分三、巴里參着四法十三參とあり之を四月中の最高高に比すれば紐育に於て三弟五十仙、倫敦に於て二片、里昂に於て廿參の安直なれば假令へ此より下落せざるもの畢勝させられば本年新絲の取引十四弗程にて本年より安さ事五典五十仙程のものなれば假に七百弟の生絲を取引するとして本年は絲價の上昨年の相場に比すれば尙非常の高直と云はざるべからず試に昨年當時の外國爲換相場を見るに紐育參着は七上大に好捕合を與ふる事と思はるなり去り乍ら之を倫敦に於て二片、里昂に於て廿參の安直なれば假令へ此より下落せざるもの畢勝させられば本年新絲の取引十四弗程にて本年より安さ事五典五十仙程のものなれば假に七百弟の生絲を取引するとして本年は絲價の上に一寸三十八弟余の相場あり即ち是丈は絲價の頭を押はれ外國爲換相場高直の爲め内商か直業に受くる損毛となる勘定あり退て又内地新絲の取引を窺ふに地方は中々繭の相場高直なるを以て生絲の價も中々安からざる見込みなりしが去る四日前橋市の初取引を聞くに提絲太挽廿九匁八分にて取引ありしと而して昨年六月九日前橋市の初取引を見るに同絲よて廿八匁九分を以て既往一二年前の初取引相場に比すれば大に高直なるものにて即ち廿二年六月九日前橋新提太挽上絲三十七匁廿一年六月四日三十六匁同九日同品王十七匁三四分の相場に比すれば殆ど八九匁の相違ありと云へり

る博覧會
ら迎も
と云ふの
す、知已
するも可
詰められ
かですと
廣告の工
るの雲烟
と云ふの
す、知已
するも可
詰められ
かですと
廣告の工
るの雲烟
人形を造
下日々五
て盛んに
名あるニ
音器を其
なるが故
み置きて
が如き無
せしむれ
ければ大震
蓄音器と
よりも安
即ち圓盤
して内部
ものあり
○春嶽公
少年の大
に際し林
れども開
し登はせ
卑賤のル
數となせ
しるる非
にも立派
て内外に
せらるし
し唯此上
國御用

雪
天

○陸軍省令第十九號
陸軍省諸生徒（陸地測量部修技所生徒ヲ除ク）ハ總チ該軍常備兵籍ニ編入ス
明治二十三年六月六日

○宮内省達第三號
明治二十二年七月二十七日總第十三號（帝國博物館官内省達第三號）
制總長職制中追加ノ件ヲ願ス
明治二十三年六月六日

○海軍舊告示第十八號
宮内省達第三號
官内省達第三號（明治二十二年七月二十七日）
本年五月廿六號總長職制中所開列總一列ノ事務又
管理シノ下ヘ用意ノ實體ヲ保管シノ九字ノ加テ

○海軍舊告示第十八號
一 海軍造兵工學校生徒ヲ志願スル者ハ該守府造兵部
ノ職工トナリ六箇月以上現業ニ服シテ所者ニシテ
年齢ハ十七年以上二十五年以下ノ者ニルベシ

ち本年の相場非常に高きと云ふにもあらずべし尤も既往一二年前の初取引相場に比すれば大に高値なるものにて即ち廿二年六月九日前橋新提太挽上絲三十七匁廿一年六月四日三十六匁同九日同品五十七匁三四分の相場に比すれば殆ど八九匁の相違ありと云へり

○東京煙草問屋組合員の總會 同組合が過競競争の歴正を其の節に討撃せんとして廣く全國の問屋者に謀りたるに大坂即ち關西一般は去る二十五日大坂に於て調決したるが東京組合の改正議案とは其方法に於て反對の意見を持し葉多葉少の斤量に付て競争せられをとて望むにあり又關東の各地方並當て東京煙草問屋組合が提出しする論議の結果刻み機械の數及其大小に依りて賦課するといふ說^レ一致し頗るよしにてある十日を期し關東各地問屋者は東京に集會して翌十一日より東

に照し林
れども開
し登ばせ
卑賤の少
數となせ
しるる非
にも立派
て内外は
り圓滿の
もさせで
圓御用
極くゆ
せらるし
し唯此上

2

（帝國博物館官
爵土方久元
ノ除ク）ハ總ヲ詠

ち本年の相場非常に高きと云ふにもあらずべし尤も既往一二年前の初取引相場に比すれば大に高値なるものにて即ち廿二年六月九日前橋新提太挽上絲三十七匁廿一年六月四日三十六匁同九日同品五十七匁三四分の相場に比すれば殆ど八九匁の相違ありと云へり

○東京煙草問屋組合員の總會 同組合が過競競争の歴正を其の節に討撃せんとして廣く全國の問屋者に謀りたるに大坂即ち關西一般は去る二十五日大坂に於て調決したるが東京組合の改正議案とは其方法に於て反對の意見を持し葉多葉少の斤量に付て調定せられをとて詰めこあり又關東の各地方並當て東京煙草問屋組合が提出しする論議の結果刻み機械の數及其大小に依りて賦課するといふ說^レ一致し調定をしてある十日を期し關東各地問屋者は東京に集會して翌十一日より東

に照し林
れども開
し登ばせ
卑賤の少
數となせ
しるる非
にも立派
て内外は
り圓滿の
もさせで
圓滿用
最もゆく
せらるし
し唯此上

卷之三

100

國語

三
リ裁判未決ノ者
五 有妻ノ者
四 志願人ヘ父兄親族若クハ一家ヲ成ス身元確實ナル
者二人以上選署ノ願書ニ本籍市町村長又ヘ區長ノ
證印ヲ受ケ所屬ノ造船部ニ出スヘシ
一 志願人生徒ヲ命セフレタトキヘ本籍市町村長又
ヘ區長ノ證印フル戸籍明細書ヲ横須賀鎮守府造船

見出した
筈ありと
○博覽會

左ニ胡リル者ハ生徒ヲ志願スルヨトヲ備ス
一 殿軍ノ豫備後備備兵役ニ在ル者
二 徵兵令第二十八條ニ當ル者
三 身代限ノ麻分ヲ受ケ負賃ノ義務ヲ免レサル

播磨木挽
事を開く
に就て賦